

2017年（平成29年）第3回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）3月13日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）3月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）3月29日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階大会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

0名

8 その他の出席者

0名

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 北部出張所 | 宮川 一樹 | 沼隈出張所 | 山本 宏治 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 和田 匠次 |
| 事務局 | 杉原 信広 | 事務局 | 平田 純雄 |

以上10名

10 議事内容

午前9時56分開会

事務局長	それでは、ただいまから2017年(平成29年)第3回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。
部会長	— 開会あいさつ —
議長 (7番)	それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。 はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員18名、委員全員出席ですので本会議は成立します。 続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号5番の森矢重則委員と議席番号17番の谷本耕造委員をお願いいたします。 議事に入る前に、議案の追加報告及び訂正、取下げ事項があれば、事務局より説明してください。
事務局	第3回農地部会議案書追加報告及び訂正、取下げ事項ですが、追加報告として、「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を1件追加しております。内容は、記載のとおりです。 次に、2ページ13番理由欄の新規就農を経営規模の拡大に訂正。譲受人耕作面積欄0を3,614に訂正。6ページ3番備考欄に農振、用途区分変更を追加。9ページ1番備考欄に農振を追加。25ページ99番、26ページ103番、27ページ116番が取下げ。36ページの畑234筆193,473.50㎡を229筆186,494.50㎡に訂正。合計310筆249,503.27㎡を305筆242,524.27㎡に訂正。39ページ畑956㎡を955㎡に訂正。合計8,936㎡を8,935㎡に訂正。53ページ17番借受・譲受人、住所・名前欄の持分1/2を持分3/5に訂正。備考欄の持分1/2を持分2/5に訂正 以上です。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 各地区協議会における審議内容を報告してください。 東部地区から報告をお願いします。

2 番

(藤井)

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、3月23日(木曜日)午前10時から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第5号3件の合計7件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ1番から3番について報告します。

1番は、蔵王町一丁目の譲受人が、長野県上田市の譲渡人から蔵王町一丁目の畑1筆608㎡を贈与により譲受けて果樹を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

2番は、春日町六丁目の譲受人が、千葉県市原市の譲渡人から春日町六丁目の畑1筆340㎡を譲受けて野菜を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

3番は、新涯町二丁目の借受人が、東深津町の貸出人から新涯町二丁目の田1筆1,645㎡に期間6年間の使用貸借権を設定して借受けて、クワイを栽培し、経営規模の拡大をするものです。

いずれの案件も譲受人あるいは借受人は、農作業経験も十分あり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

(岡本)

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

西部地区では、3月24日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号7件、議案第4号2件、議案第5号73件、議案第6号1件、議案第7号1件の合計89件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ4番から6番について報告をします。

4番と5番は関連案件で、赤坂町の受人、渡人の両者が、お互いの田の一部を分筆して交換し、農地の形状を整形にするものです。

6番は、水呑町の受人が、高齢で耕作困難になった同町の渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、3月24日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号4件、議案第5号14件の合計27件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ7番から2ページ10番について報告します。

7番は、神村町の譲受人が同町の譲渡人から譲受け、経営規模の拡大を図るもので、野菜を栽培する計画です。

8番は、山手町の譲受人が神村町の譲渡人から譲受け、経営規模の拡大を図るもので、野菜の水耕栽培をする計画です。

9番は、金江町の譲受人が神奈川県厚木市の譲渡人から譲受け、経営規模の拡大を図るもので、果樹を栽培する計画です。

10番は、尾道市高須町の譲受人が神奈川県平塚市の譲渡人から譲受け、新規就農するもので、野菜を栽培する計画です。

いずれも、譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、3月24日の午後0時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員出席により、議案第1号2件、議案第2号6件、議案第3号2件、議案第5号71件、議案第6号3件、議案第7号1件の合計85件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの11番から12番について報告をします。

11番は、加茂町の譲受人外1人が、港町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

12番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議長

次に、神辺地区の報告をおねがいします。

17番

神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

(谷本)

神辺地区農地調整協議会は、3月24日午前9時からの現地調査に続き、午後1時より神辺支所3階31会議室において協議会委員6名全員の出席により、議案第1号7件、議案第3号9件、議案第5号17件、議案第6号3件、議案第7号1件の合計37件について、審査しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ13番から3ページ19番について報告をします。

13番は田1筆2, 407㎡を下御領に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地では柿を栽培する計画です。

14番は田1筆1, 164㎡を平野に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地では引き続き水稻を栽培する計画です。

15番は田1筆419㎡を新湯野に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地ではミカン・柿・イチジクを栽培する計画です。

16番は畑2筆710㎡を下竹田に居住する譲受人父子二人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、下竹田字江草1134番の申請地ではイチジクを栽培し、1140番では季節野菜を栽培する計画です。

17番は田2筆1, 251㎡を蔵王町に居住する譲受人が、父より栽培技術を習得し、所有権移転により新規就農するものです。申請地では季節野菜を栽培する計画です。

18番は田1筆1, 808㎡を西中条に居住する譲受人が、19番で譲渡す農地の代替地として、譲受けるものです。申請地では引き続き水稻を栽培する計画です。

19番は田2筆1, 954㎡を蔵王町に居住する譲受人が、父より栽培技術を習得し、所有権移転により、新規就農するものです。

申請地の西中条字正ヶ坪846番では季節野菜を、848番では水稻を栽培する計画です。

以上7件について、いずれも譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました
事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号の19件については、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4ページ1番と2番について報告します。

1番は、沼隈町の申請人が、申請地に住宅を建築するものです。

場所は、山南小学校の西、約500メートルのところです。

2番は、沼隈町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、沼南高校の西、約50メートルのところでは。

なお、1番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4ページ3番について報告します。

神村町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、旧ヤクルト工場の東南、約260メートルのところでは。

現地確認しましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。なお、農振農用地区域からの除外手続き中です。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4ページ4番から5ページ9番について報告します。

4番は、御幸町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、福岡池の東、約200メートルのところでは。

5番は、芦田町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、殿奥池の北、約200メートルのところでは。

6番は、府中市の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、枝広子ども広場の北西、約200メートルのところでは。

7番は、駅家町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、福田保育所の北東、約600メートルのところでは。

8番は、駅家町の申請人が、露天駐車場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の南西、約400メートルのところでは。

9番は、新市町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、網引小学校の東、約400メートルのところでは。

なお、4番から8番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、6番については転用面積が3,000平方メートルを超えるため、農地部会の意見決定後、常設審議委員会農地部会へ諮問します。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について6番を許可相当として、常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第2号は、6番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

㍻

各地区協議会における審議内容を報告してください。
東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」6 ページの 1 番について報告します。

東川口町四丁目の法人が、岡山市南区の譲渡人から御幸町大字上岩成の田 1 筆 3 2 3 m²を譲受けて、建売住宅 2 棟を建築するものです。

現地は既に駐車場として利用されていたため、始末書の提出を受けています。場所は、平成大学の西約 1 0 0 メートルです。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われま

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」6 ページ 2 番から 8 番について報告します。

2 番は、北本庄の受人が、申請地を山手町の渡人から譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、山手小学校の南、約 4 5 0 メートルのところ

3 番は、赤坂町の受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同居の渡人である父親から借受け、農業用倉庫を建築するものです。

場所は、園芸センターの北東、約 9 0 0 メートルのところ

4 番は、瀬戸町の受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の渡人である父親から借受け、住宅を建築するものです。

場所は、長和保育所の東、約 2 5 0 メートルのところ

5 番は、熊野町の受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の渡人である父親から借受け、住宅を建築するものです。

場所は、熊野小学校の東側

6 番は、南手城町の受入である法人が、申請地に貸借権を設定して、沼隈町の渡人から借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、沼隈体育センターの北東、約 2 0 0 メートルの主要地方道福山沼隈線沿いのところ

7 番と 8 番は関連案件で、沼隈町の受入である医療法人が、申請地に貸借権を設定して、同町のそれぞれの渡人から借受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、山南郵便局の北東、約 1 0 0 メートルのところ

なお、3 番は、既に農業用倉庫が建築済みであったため、5 番は、既に住

宅が建築済みであったため、それぞれ顛末書を徴しています。

また、3番は、農振農用地区域内の農地のため、農振用途区分変更の手続き中で、4番、7番、8番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7ページ9番から12番について報告します。

9番は、神村町の譲受人が同居する譲渡人である母親の所有する申請地の畑1筆を贈与により譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、松永運動場の南、約80メートルのところです。

10番は、旭町の法人である譲受人が神村町の譲渡人から譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、神村小学校の南、約360メートルのところです。

11番は、神辺町の借受人が金江町の貸出人である父親の所有する申請地の畑2筆に使用貸借権を設定して借受け、241-4で住宅を建築し、242-7を進入路及び駐車場として利用するものです。場所は、金江小学校の北西、約330メートルのところです。

12番は、藤江町の借受人が同居する貸出人である父親の所有する申請地の田1筆に使用貸借権を設定して借受け、住宅を建築するものです。場所は、

池浜港の南東、約250メートルのところです。

いずれも、現地確認しましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。なお、10番と11番の241-4を除き、農振農用地区域からの除外手続き中です。

議 長

次に北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7ページ13番と14番について報告します。

13番は、神辺町の譲受人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び進入路として転用するものです。

場所は、服部小学校の北、約350メートルのところではす。

14番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人外1人から申請地を譲受け、露天資材置場及び露天駐車場として転用するものです。

場所は、法成寺保育所の東、約200メートルのところではす。

なお、13番と14番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありす。

現地調査をしまししたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しましした。

議 長

次に神辺地区の報告をお願ひしましす。

17番
(谷本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ15番から8ページ23番について報告しましす。

15番・16番は、南手城町にある太陽光発電による売電事業を営む法人が、それぞれの申請地を賃借権の設定により、借受け、二箇所です太陽光発電パネルを設置し、売電事業を行う計画です。

なお、15番の申請地の一部は貸出人宅への進入路及びガレージとして転用されていたため、顛末書に記されています。

17番から21番は関連案件です。柳津町にある太陽光発電事業や建築業を営む法人は、近年、神辺方面において建設事業が多く、資材置場の拠点とするため、申請地の田合計5筆をそれぞれ譲受け、所要面積3,315㎡に露天資材置場を確保する計画です。

なお、17番から19番の申請地は、農振農用地からの除外申請中です。

22番は、八尋に居住する借受人が、祖父の申請地を使用賃借権の設定により、借受け、分家住宅を建築する計画です。

なお、申請地は農振農用地からの除外申請中です。

23番は、川北にある土木建築業を営む法人は業務拡大で不足する露天資材置場を箱田字中ノ町314番2に確保し、附随する進入路を314番5に設ける計画です。なお、申請地の314番2は農振農用地からの除外申請中です。

以上、すべての案件について、現地調査をしまししたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われす。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第3号の1番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見

込まれる区域内にあり相当数の街区を形成している区域であるため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、17番から21番については転用面積が3,000平方メートルを超えるため、農地部会の意見決定後、常設審議委員会農地部会へ諮問します。

議長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等がないようですので、採決します。
議案第3号について、17番から21番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第3号は、17番から21番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
西部地区から報告をお願いします。

4番 (岡本) 議案第4号「非農地証明について」9ページ1番と2番について報告を
します

1番は、熊野町の申請人によるもので、申請地を昭和47年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、熊野水源地の北西、約550メートルのところです。

2番は、川口町の申請人によるもので、申請地を平成2年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、能登原小学校の北東、約400メートルのところです。

なお、1番は、農振農用地区域内の農地であります。農用地区域指定以前から非農地であるということであり、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

次に松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の9ページ3番から10ページ6番について報告をします。

3番は、神村町の申請人が平成元年1月頃から3563番13を耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、3563番27は倉庫敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、神村小学校の東、約120メートルのところです。

4番は、南松永町の申請人が平成9年頃から住宅敷地及び庭として利用し、現在に至っております。

場所は、山陽自動車道福山西料金所の東、約270メートルのところです。

5番は、松永町の申請人が昭和14年頃から墓地として利用し、現在に至っております。

場所は、羽原川ポンプ場の北、約240メートルのところです。

6番は、神奈川県平塚市の申請人が平成13年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となっております。

場所は、藤江小学校の北、約100メートルのところです。

なお、4番から6番まで、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。

いずれも、現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決します。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定します。

議長

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画案の決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区から報告をお願いします。

2番
(藤井)

それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」11ページ1番から3番について報告します。

全体で件数3件、全て更新分で田5筆、面積6,088㎡で、利用内容は全て水稻です。

いずれも福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の11ページ4番から23ページ76番について報告します。

全体で、件数73件、筆数144筆、面積87,078.02平方メートルで、借人は全て個人で、33人となっております。

内訳は、新規分が、件数27件、筆数49筆、面積29,204.52平方メートル、更新分が、件数47件、筆数95筆、面積57,873.50平方メートルとなっております。

また、栽培作物は、水稻、野菜、果樹、飼料用作物となっております。

なお、いずれの案件とも、福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」23 ページ 77 番から 24 ページ 90 番について報告します。

合計で、14 件、15 筆、面積 12,310 m² です。地目別では、田、7 筆、6,456 m²。畑、8 筆、5,854 m² です。

新規、更新の別は、新規分 8 件、9 筆、8,322 m²。更新分が 6 件、6 筆、3,988 m² です。

担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、すべての案件が農用地利用集積計画として適当である判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 24 ページ 91 番から 34 ページ 164 番について報告します。

全体で、件数 71 件、筆数 115 筆、面積 112,099.25 平方メートルです。

内訳は、新規分が、件数 47 件、筆数 72 筆、面積 68,977.25 平方メートル、更新分が、件数 24 件、筆数 43 筆、面積 43,122 平方メートルとなっております。

地目別では、田が、93 筆、99,868 平方メートルで、畑が、22 筆、12,231.25 平方メートルです。

担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 34 ページ 165 番から 36 ページ 181 番について報告します。

全部で、17 件、24 筆、24,949 m² です。地目別では、田が 22 筆 22,384 m²、畑が 2 筆 2,565 m² です。権利別では、賃借権の設定は田 8 筆、9,512 m²、畑 1 筆 1,370 m² です。使用貸借権の設定は田 14 筆、12,872 m²、畑 1 筆 1,195 m² です。

権利の設定期間別では、3 年が 12 件、田 17 筆、16,745 m²、畑

1筆, 1, 195㎡です。6年が4件, 田5筆, 5, 639㎡です。10年が1件, 畑1筆, 1, 370㎡です。

新規・更新別では, 新規分は, 11件で田17筆, 16, 848㎡です。更新分は, 6件で田5筆, 5, 536㎡, 畑2筆, 2, 565㎡です。

作物別では, 水稻の作付は, 14件で田21筆, 21, 612㎡です。野菜の作付は, 3件で田1筆, 772㎡および畑2筆, 2, 565㎡です。

担当委員から調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, 全ての案件が農用地利用集積計画として適当であると判断しました。

議長

ありがとうございました。

事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により, 農業委員会の決定を経て, 農用地利用集積計画を定めるものです。

議案書11ページから36ページに178件の案件を上程しています。

30ページ, 134番から139番は, 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件で, 「イトモス株式会社」が, 使用貸借権をそれぞれ農地の所有者と設定するものです。

18ページ47番, 23ページ78番, 27ページ114番35ページ173番は, 「新規就農促進措置」によるものです。

下限面積である1,000㎡未満であっても, 1筆を単位として, 3年間の利用権の設定や更新ができるものです。

本計画案は, 1月末を締切りとして, 305筆 242, 524.27平方メートルの申し出がありました。

内訳は, 田が, 229筆, 186, 494.5平方メートル, 畑が, 76筆, 56, 029.77平方メートルです。

全ての案件は, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。

議長

これより, 質疑に入りますが, 23ページ77番が, 平委員の案件ですので, 農業委員会等に関する法律第31条, 議事参与の制限の規定により退席をお願いします。

(平委員退席)

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
採決が終わりましたので平委員は御着席ください。

(平委員着席)

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定による農用地利用計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本) 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の37ページ1番について報告します。
本件は、箕島町の渡人から、広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。
内容は、筆数1筆、面積955平方メートルで畑です

議 長 次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原) それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」37ページ2番から4番について報告します。
2番は、駅家町、3番は、西町、4番は、駅家町の渡人から、広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。
内訳は、件数3件、筆数6筆、面積4,208平方メートルで、地目は、いずれも田です。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」37 ページ 5 番から 38 ページ 7 番について報告します

全部で、3 件、5 筆、3, 772 m²です。地目別では、田、5 筆、3, 772 m²です。

権利別では、全て、賃借権の設定によるものです。権利の設定期間は、全て、平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日です。新規・更新別では、全て、新規分です。

全ての農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第 6 号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。

農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。

合計で 7 件、12 筆、8, 935 平方メートルの申し出がありました。

内訳は、田、11 筆 7, 980 平方メートル、畑 1 筆 955 平方メートルです。

利用権を設定する期間は、本年 5 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までです。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。

各地区協議会の審議内容を報告してください。

西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の39ページ1番について報告します。

先ほど承認を頂いた議案第6号の1番について、沖野上町の受人が、使用貸借権を設定して、農地中間管理機構より借受け、新規就農するものであり、配分計画案に異議はありません。

議 長

次に、北部地区から報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の39ページ2番について報告します。

先ほど承認を頂いた、議案第6号の2番から4番については、駅家町の受人が、使用貸借権を設定して、農地中間管理機構より借受けるもので、経営規模の拡大を図るものであり、配分計画案に異議はありません。

議 長

次に、神辺地区から報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の39ページ3番は、配分計画案に意見、異議等はありません。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第7号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。

農地利用配分計画は、議案第6号で農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、借受け希望者に貸し付ける際に作成する計画で、県知事

が認可、公告した後、機構が利用権の設定を行います。

利用権の期限は県の公告日の翌日から平成39年12月31日までとなります。

議長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第7号について、意見、異議等がないことで福山市へ報告してよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第7号は意見、異議等がないことを福山市へ報告します。

議長 次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局 専決処分及び届出等について、ご説明します。

40ページから48ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、20件を事務局長専決で受理しました。

次に、49ページから50ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、51ページから58ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、4条13件、5条53件を事務局長専決で受理しました。

次に、59ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が行なう、施設等の設置については、農地の転用の制限の例外となります。3件受理しています。

次に、60ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解

約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。

次に、61ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から照会があったもので、物件の登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。回答期限が紹介から2週間以内であるため、事務局長による専決処分により1番、2番ともに非農地として報告しています。

次に、62ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番は、譲受人の変更によるものです。改めて54ページ21番で届け出が行われています。

2番は、計画の中止によるものです。

3番は、譲受人の変更によるものです。改めて55ページ34番で届出が行われています。

次に、追加報告事項「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」です。第2回農地部会議案第4号で審議いただいた事業計画変更承認申請にかかる農地法第5条許可申請が行われたものです。事業の内容は事業計画変更承認申請と同一であったため事業計画変更と合わせて許可処分を受けたものとみなし、許可しました。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので2017年(平成29年)第3回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、4月28日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時50分閉会